

交付申請に必要な書類

区分	必要な書類
法人	1. 直近の法人税確定申告書などの写し ①確定申告書別表一 ②法人事業概況説明書
	2. 令和3年1月から3月の売上げが確認できる書類
	3. 上記と同月の令和2年の売上げが確認できる書類 ※令和2年2月以降に創業した方については、創業した月から令和2年12月までの売上げが確認できる書類
	4. 振り込み口座の確認できる通帳の写し（通帳の表紙および1、2ページ）
個人	1. 令和2年分所得税確定申告書などの写し ①青色申告の場合：確定申告書第一表、青色申告決算書 ②白色申告の場合：確定申告書第一表、収支内訳書（一般用）
	2. 令和3年1月から3月の売上げが確認できる書類
	3. 上記と同月の令和2年の売上げが確認できる書類 ※令和2年2月以降に創業した方については、創業した月から令和2年12月までの売上げが確認できる書類
	4. 振り込み口座の確認できる通帳の写し（通帳の表紙および1、2ページ）

■問合せ・提出先

〒099-1498 訓子府町東町 398 番地 訓子府町役場元気なまちづくり推進室 (☎ 33-5008)

子育て世帯生活支援給付金

家庭での負担が増加している子育て世帯への生活を支援するために給付金を支給します

■支給対象

- 令和3年4月1日時点で18歳未満の子どもがいる世帯（令和3年4月14日現在、訓子府町に住所を有する方）
- 令和3年度中（令和3年4月1日～令和4年3月31日）にお子さんが生まれた方（上記①以外の方が対象となります）

■支給金額 対象の子ども1人につき1万円

■申請期間

4月20日(火)～5月31日(月)
※上記②の出生者は、随時受け付けします。

■申請に必要なもの

対象者には別途ご案内しますので、同封の封筒で次の申請書類などを返信してください。

- ・申請書
- ・保護者の振り込み先金融機関の通帳番号の写し

※直接申請する場合は、子ども未来課または教育委員会管理課で受け付けています。

■問合せ 対象となる年齢の子どもが町外に住所を有するなど不明な点は、子ども未来課 (☎ 47-2367) までお問い合わせください。 町ホームページ▶



新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

事業継続応援補助金

経済的に大きな影響を受けている事業者に対して、事業継続するための支援を目的に補助を行います

■補助対象者（①～③のいずれかに該当し、かつ④～⑥の全てに該当する方）

- 本町で農業以外の事業を行う中小企業者など（中小企業法第2条に規定する中小企業者、小規模企業者、個人事業者）
 - 養蜂・養鶏業者
 - 社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人
 - 令和3年1月1日以前から事業を行っている方
 - 法人は本町に法人登記がある方、個人は本町に住所を有し、本町を拠点に事業を行っており、令和2年分の所得税確定申告をしている方
- ※次のいずれかに該当する方は除きます。
- ア 令和2年分事業収入が全収入の2分の1を超えていない方
イ 令和2年分所得税において、他の方の被扶養者になっている方
- 令和3年1月から3月までの合計の売上金額が、前年同期比で20%以上減少した事業者
- ※令和2年2月以降に創業した方については、令和3年1月から3月までの売上金額が、令和2年中の売上げを営業した月数で除して3倍した額と比較し、20%以上減少していることとします。特定非営利活動法人の売上げは、法人の事業活動によって得られた収入となります。
- 今後も事業を継続する方

■補助額

令和3年1月から3月までの売上金額の前年同期比に応じて補助金を支給します。

減少割合	40%以上	30%以上	20%以上
個人	40万円	30万円	20万円
法人	50万円	40万円	30万円

※一事業者が複数の事業を行っている場合も1件分のみとなります。

■申請期限 5月31日(月)まで

■支給決定 書類審査後、申請者に補助金支給の可否について、決定通知書を郵送します

■支給方法 補助金を指定口座に振り込みます

■留意事項

- 令和3年1月から3月までの売上げについては、後日行う確定申告などとの整合性にご留意ください
- 今回の補助金については、税法上、課税対象となることから、確定申告などの際には収入として計上が必要になります

■申請書類

町ホームページ▶



- 新型コロナウイルス対策事業継続応援補助金交付申請書
- ※申請書は、今月号広報に折り込みされているものか、町ホームページからダウンロードしてご使用ください。インターネット環境がない場合などは、お問い合わせください。
- 申請書以外の書類は次ページのとおりに